

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第23号

## 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年墨田区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第21条第3項第1号」を「第21条第3項」に、「、勤務」を「、同条第1項本文の勤務」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 次に掲げる場合には、条例第21条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第10条第1項の規定に基づき指定する職員及び特定任期付職員がした条例第21条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。

(1) 条例第21条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第21条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合

付則第2項中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。